**従業員の生成AI利用規程・契約書（ひな形）**

**第1条（目的）**
本契約は、従業員が業務において生成AI（以下「AI」という。）を利用する際のルールを定め、情報資産の保護、法令遵守、業務の適正な遂行を確保することを目的とする。

**第2条（定義）**
本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「AI」とは、ChatGPTその他の自然言語処理・画像生成等を含む生成型人工知能サービスをいう。
2. 「機密情報」とは、業務上取り扱う顧客情報、取引先情報、営業秘密、個人情報、並びに会社が秘密として指定する一切の情報をいう。
3. 「成果物」とは、AIの利用により生成されたテキスト、画像、音声、プログラム等をいう。

**第3条（利用範囲の限定）**
従業員は、AIを以下の範囲で利用するものとする。

1. 業務効率化、資料作成、調査、アイデア創出その他会社が認める業務遂行の目的に限る。
2. 私的利用、会社業務と無関係な利用は禁止する。
3. 法令、社会規範、公序良俗に反する利用を行ってはならない。

**第4条（機密情報の取扱い禁止）**

1. 従業員は、AIに対し、顧客名、個人情報、契約内容、未公開の営業情報その他の機密情報を入力してはならない。
2. やむを得ずAIに情報を入力する場合は、事前に所属上長の承認を得なければならない。
3. 入力に際しては匿名化、マスキング等、機密保持のための措置を講じるものとする。

**第5条（知的財産権の帰属）**

1. AI利用により生成された成果物の権利帰属は、会社に帰属する。
2. 成果物について第三者の知的財産権侵害が疑われる場合、従業員は直ちに上長へ報告しなければならない。

**第6条（成果物の利用責任）**

1. 従業員は、AIが生成する成果物の内容が不正確、不完全である可能性を認識し、利用前に必ず確認を行わなければならない。
2. 成果物をそのまま外部に提供・公開することはできず、必ず人によるレビュー・修正を経るものとする。

**第7条（禁止行為）**
従業員は、AI利用に関し、以下の行為をしてはならない。

1. 機密情報・個人情報を不用意に入力すること
2. 第三者の知的財産権・肖像権を侵害する利用
3. 差別的・中傷的・不適切な表現を生成・利用すること
4. セキュリティを脅かす行為や会社の信用を失墜させる行為

**第8条（遵守事項）**

1. 従業員は、AI利用に関して会社が定める別途のガイドライン、マニュアルを遵守しなければならない。
2. 利用にあたり疑義が生じた場合、必ず所属上長またはコンプライアンス部門に確認を行うこと。

**第9条（監査・記録）**

1. 会社は、従業員のAI利用状況を監査することができる。
2. 必要に応じ、入力内容や成果物の利用記録を保存する場合がある。従業員はこれに協力しなければならない。

**第10条（違反時の措置）**

1. 従業員が本契約に違反した場合、会社は懲戒処分、損害賠償請求その他の法的措置を講じることができる。
2. 違反により第三者との間で紛争が生じた場合、従業員は会社と協力して解決にあたるものとする。

**第11条（契約の有効期間）**

1. 本契約は、従業員が会社に在籍する期間を有効期間とする。
2. 退職後も、在職中に取得した機密情報の取扱いについては有効に存続する。

**第12条（協議解決）**
本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合、会社と従業員は誠意をもって協議の上、解決を図る。

**第13条（管轄裁判所）**
本契約に関する紛争は、会社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

●●年●月●日

会社：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（所在地）
（代表者名）

従業員：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（所属）
（氏名）